

第9期（令和6年度から令和8年度）の介護保険料

※各段階の保険料は、太枠内の算定式、金額で計算します

所得段階		算定式	R6～R8年度 年間保険料 (月額目安)	消費税改正 による保険 料の軽減 (算定式)	年間保険料 (月額目安)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人	基準額 ×0.455	32,760円 (2,730円)	基準額 ×0.285	20,520円 (1,710円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超え、120万円以下の人	基準額 ×0.67	48,240円 (4,020円)	基準額 ×0.485	34,920円 (2,910円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額120万円を超える人	基準額 ×0.69	49,680円 (4,140円)	基準額 ×0.685	49,320円 (4,110円)
第4段階	本人が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人で、世帯員に市民税課税者がいる人	基準額 ×0.8	57,600円 (4,800円)	-	-
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超える人で、世帯員に市民税課税者がいる人	基準額 ×1.0	72,000円 (6,000円)	-	-
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が年額125万円未満の人	基準額 ×1.1	79,200円 (6,600円)	-	-
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が年額125万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.3	93,600円 (7,800円)	-	-
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が年額200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.5	108,000円 (9,000円)	-	-
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が年額300万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.6	115,200円 (9,600円)	-	-
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が年額400万円以上500万円未満の人	基準額 ×1.8	129,600円 (10,800円)	-	-
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が年額500万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.9	136,800円 (11,400円)	-	-
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が年額600万円以上700万円未満の人	基準額 ×2.0	144,000円 (12,000円)	-	-
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が年額700万円以上の人	基準額 ×2.1	151,200円 (12,600円)	-	-

- ・年間保険料は、算定式を用いて計算した額の1円未満を切上げた後、10円未満を切り捨てたものです。
- ・基準額は、市が必要とする介護サービス量のうち、65歳以上の方の保険料で負担すべき分を、市内に住む65歳以上の方の総数で割って算出したものです。
- ・令和6年度以降も消費税改正に伴う低所得者への保険料軽減策は継続されます。
- ・所得指標の特例措置が終了したため、市民税が課税されている人は、収入額が同じでも合計所得額が変更となり、所得段階が令和5年度までと変わることがあります。